

**改正**

平成18年12月11日告示第133号

平成19年5月23日告示第62号

平成20年4月25日告示第58号

平成20年7月22日告示第88号

平成26年10月7日告示第87号

平成29年3月31日告示第40号

令和3年3月30日告示第48号

令和4年3月15日告示第13号

東かがわ市制限付一般競争入札実施要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、東かがわ市が発注する建設工事及び建設工事に係る測量又は設計コンサルタント業務、物品の買入れ、借入れ及び製造、役務の提供その他の契約（以下「建設工事等」という。）の質の確保を図り、入札・契約制度のより一層の透明性及び競争性を高めるため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による資格を定めて行う一般競争入札（以下「制限付一般競争入札」という。）を実施することについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事等)

**第2条** 制限付一般競争入札の対象となる建設工事等（以下「対象工事等」という。）は、次に掲げる建設工事等のうちから、市長が選定するものとする。

- (1) 設計金額が5千万円以上の建設工事
- (2) 設計金額が1千万円以上の建設工事に係る測量又は設計コンサルタント業務
- (3) その他制限付一般競争入札による発注が必要と認められる建設工事等

2 建設工事等を所管する課又は局の長（以下「所管課長」という。）は、対象工事等が選定されたときは、総務課長にこの旨を通知するものとする。

(入札に参加する者に必要な資格)

**第3条** 入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、次のとおりとする。  
ただし、対象工事等の性質等により、市長が不必要と認めるものは除くことができる。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 東かがわ市における建設工事等の当該年度有効の入札参加資格者名簿に登載された者
- (3) 対象建設工事の工種に係る建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定に基づく建設業の許可を受けている者
- (4) 対象建設工事の工種に係る経営事項審査結果の総合評定値が一定以上の者で、かつ、年間平均完成工事高が一定以上の者
- (5) 対象工事等と同種かつ同程度の実績がある者
- (6) 対象工事等に配置を予定する主任技術者、現場代理人、監理技術者、業務代理人、管理技術者又は照査技術者が適正である者
- (7) 東かがわ市建設工事指名停止措置要領（平成18年東かがわ市告示第24号）又は東かがわ市物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領（平成15年東かがわ市告示第125号）に基づく指名停止を受けている期間中でない者
- (8) 対象建設工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でない者
- (9) 前各号に定めるもののほか、特に必要と認める資格を有している者  
(入札参加資格の設定)

**第4条** 入札参加資格は、東かがわ市建設工事等競争入札参加者資格審議会規程（平成15年東かがわ市訓令第13号）の規定に基づく東かがわ市建設工事競争入札参加者資格審議会又は東かがわ市物品の買入れ等に係る競争入札参加者資格審議会規程（平成17年東かがわ市訓令第1号）の規定に基づく東かがわ市物品の買入れ等に係る競争入札参加者資格審議会（以下「審議会」という。）の会議を経て決定するものとする。

2 対象工事等の所管課長は、制限付一般競争入札参加資格設定調書（様式第1号）を作成し、審議会に提出するものとする。

(入札の公告等)

**第5条** 制限付一般競争入札の公告は、別に定める入札執行公告例に準じて行うものとする。

(入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料の提出)

**第6条** 市長は、制限付一般競争入札に参加する者の入札参加資格を確認するため、入札参加希望者から、公告の日から指定期日以内に、入札参加資格確認申請書（様式第2号。以下「申請書」という。）及び入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）を提出させるものとする。

2 前項に規定する資料は、次の各号の対象工事等の区分により、当該各号に定めるところによる。

ただし、入札参加資格審査申請書により入札参加資格を確認できる場合等市長が特に必要がないと認めるときは、当該資料の提出を省略できるものとする。

(1) 建設工事

- ア 同種工事の施工実績（様式第3号）
- イ 工事配置予定技術者等の資格・経験（様式第4号）
- ウ 建設業許可・営業所等の状況
- エ 建設業の許可申請書等の写し
- オ 経営事項審査結果通知書の写し
- カ その他必要と認めるもの

(2) 建設工事に係る測量又は設計コンサルタント業務

- ア 同種業務の施行実績（様式第5号）
- イ 業務配置予定技術者等の資格・経験（様式第6号）
- ウ 測量又は設計コンサルタント業務の登録証の写し
- エ 地方整備局提出の現況報告書の写し
- オ その他必要と認めるもの

(3) 物品の買入れ、借入れ及び製造、役務の提供その他の契約

- ア 同種物品の納入等の施行実績
- イ 配置予定技術者等の資格・経験
- ウ その他必要と認めるもの

3 第1項の規定は、特定建設工事共同企業体に発注する場合に準用する。この場合において、同項中「確認」とあるのは「承認」と、「入札参加資格確認申請書（様式第2号。）」とあるのは「東かがわ市建設工事共同企業体事務取扱要領（平成15年東かがわ市告示第23号）に定める様式第1号（）」と読み替えるものとする。

（申請書等の受付）

**第7条** 申請書及び資料は、総務部総務課で受け付けるものとする。この場合において、申請を受け付けた証として当該申請書の写しに受付印を押印のうえ申請者に交付するものとする。

2 提出された申請書及び資料（以下「提出書類」という。）は、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 提出書類に係る費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出書類は、無断で他の用途に使用しない。
- (3) 提出書類は、返却しない。

(4) 提出書類は、公表しない。

3 入札参加希望者の商号又は名称及び住所は、当該入札が終了するまでの間は非公開とする。

## 第8条 削除

## 第9条 削除

(設計図書等の供覧)

**第10条** 設計図書等の供覧は、総務部総務課において閲覧、貸出し又は配布のいずれかの方法により行うものとする。

(質疑及び回答)

**第11条** 市長は、設計図書等に対する質疑書が指定期日以内に提出されたときは、その質問に対して、質問書を提出することができる最終日の翌日から起算して10日以内に回答するものとする。

2 質疑書は、総務部総務課で受け付けるものとする。

(現場説明会)

**第12条** 市長は、必要があると認めるときは、現場説明会を行うものとする。

(入札保証金)

**第13条** 入札保証金は、免除するものとする。

(入札の執行)

**第14条** 市長は、入札の執行に先立ち、入札に参加しようとする者が申請書の写し及び当該工事等の費用内訳書を持参していることを確認するものとする。

2 市長は、入札に際し、入札参加者に工事等の費用内訳書の提出を求めるものとする。

3 入札に参加しようとする者が1人のときは、入札の執行を取り止めるものとする。ただし、電子入札（電子入札システム（市が行う入札に関する事務を市の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織によって処理する情報処理システムをいう。以下同じ。）による入札）を行う場合は、入札の執行を取り止めないものとする。

(落札予定者及び落札者の決定)

**第14条の2** 電子入札を行う場合において、落札予定者の決定は、予定価格の範囲内で応札した者を対象として、最低価格入札者をもって落札予定者（以下「落札予定者」という。）とする。ただし、最低制限価格を設けた場合は、予定価格の範囲内で最低制限価格を下らないものとする。

2 電子入札を行う場合において、落札者の決定は、落札予定者が提出した申請書等の審査の結果、入札参加資格があると判断したときとする。この場合において、入札参加資格の確認は、原則と

して入札日から3日（東かがわ市の休日を定める条例（平成15年東かがわ市条例第5号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。）以内に行うものとする。

- 3 前項の審査において、入札参加資格がないと判断した者に対し、入札参加資格審査結果通知書（様式第7号）により通知するものとする。
- 4 第2項の審査において、入札参加資格がないと確定した場合、新たに次の順位の者を落札予定者として審査を行うものとし、落札者の決定まで同様に繰り返すものとする。
- 5 落札者が決定した場合は、次の順位以降の者については入札参加資格の審査は行わないものとする。

（入札参加資格がないと判断した者に対する理由の説明）

**第14条の3** 電子入札を行う場合において、入札参加資格がないと判断した者は、前条第3項の通知の日の翌日から3日（休日を除く。）以内に、市長に対して入札参加資格がないと判断した理由について説明を求めることができる。

- 2 前項の規定により、説明を求める場合は、総務部総務課へ電子入札システムにより行うものとする。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合は、市長に対して理由を付した書面を提出するものとする。
- 3 市長は、第1項の説明を求められた場合は、審議会において再審査を行い、請求があった日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に、電子入札システムにより回答するものとする。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合は、書面により行うものとする。
- 4 市長は第1項の規定により、説明を求めた者に入札参加資格があると認める場合には、前条第3項に規定する通知を取り消し、前項の規定による回答とあわせて落札者の資格がある旨の通知を行うものとする。
- 5 前項の規定は、第1項から第3項までの手続が終了していることを確認の上、実施するものとする。

（入札の無効）

**第15条** 東かがわ市建設工事執行規則（平成15年東かがわ市規則第97号）第17条各号の規定のいずれかに該当する場合、当該入札は無効とする。

（その他）

**第16条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この告示は、平成18年7月24日から施行する。

**附 則**（平成18年12月11日告示第133号）

この告示は、平成18年12月11日から施行する。

**附 則**（平成19年5月23日告示第62号）

この告示は、平成19年6月1日から施行する。

**附 則**（平成20年4月25日告示第58号）

この告示は、平成20年5月1日から施行する。

**附 則**（平成20年7月22日告示第88号）

この告示は、平成20年7月22日から施行する。

**附 則**（平成26年10月7日告示第87号）

この告示は、平成26年10月7日から施行する。

**附 則**（平成29年3月31日告示第40号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

**附 則**（令和3年3月30日告示第48号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

**附 則**（令和4年3月15日告示第13号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。